

川崎市小規模生活介護事業所整備事業補助金交付要綱

制 定 平成29年6月22日（市長決裁）

（目 的）

第1条 この要綱は、民間法人等が整備する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定される生活介護を行う施設のうち、既存の建築物の改修等により生活介護事業所の整備を行うものに対して、予算の範囲内において改修等に要する費用を補助することにより、生活介護事業所の整備を促進し、もって障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

（補助対象事業者等）

第2条 この補助金の対象者は川崎市小規模生活介護事業所整備事業補助金選定委員会設置要綱（令和3年4月1日3川健障施第177号）に基づく川崎市小規模生活介護事業所整備事業補助金選定委員会（以下「選定委員会」という。）で選定された生活介護事業所の整備を行う事業者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

（補助対象経費）

第3条 この要綱において補助の対象となる経費は、既存の建築物の改修等に必要となる費用のうち、別表に掲げるものの他、市長が特に必要と認めるものとする。

（補助の必要条件）

第4条 補助の対象となる施設は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。

- （1） 設備及び運営は、川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第69号）に定める基準に適合するものであること。
- （2） 10年以上継続して運営が確保できるものであると市長が認めるもの。

（補助金額の算定）

第5条 補助金額の算出は、別表に定めるものの他、市長が特に必要と認める額

とする。

(端数処理)

第6条 前条の規定により算出した補助金の額に 1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(補助の申請)

第7条 補助対象事業者は、委託契約及び工事契約締結前に、川崎市小規模生活介護事業所整備事業補助金交付申請書(第1号様式)により、市長に補助金の申請をするものとする。

(補助の交付決定)

第8条 市長は、補助の申請があったときは、補助申請について内容審査のうえ補助の適否及び金額を決定するものとする。

2 前項により、補助金の交付を決定したときは、速やかに川崎市小規模生活介護事業所整備事業補助金交付決定書(第2号様式)により補助対象事業者宛て通知するものとする。

(市内中小企業者への優先発注)

第9条 市長は、補助対象事業者等による補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等(以下「工事の発注等」という。)に関し、市内中小企業者(川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年3月21日規則第7号)第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。)の受注の機会の増大を図るために、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助対象事業者等が補助事業等に係る工事の発注等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならないこと。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

ア 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

イ その他市長が必要と認めるとき。

(2) その他市長が必要と認める条件

(補助金の交付等)

第10条 補助金は、実地検査のうえ市長が適当と認めた場合に交付する。

- 2 補助金の額及び交付時期は、前条第2項の川崎市小規模生活介護事業所整備事業補助金交付決定書により明示するものとする。
- 3 補助金の請求は、前2項で定める交付時期に合わせて行うものとする。

(届け出等)

第11条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。ただし、第3号及び第4号に該当する場合は、その理由を付して市長の承認を得なければならない。

- (1) 工事に着手したとき。
- (2) 工事を完了したとき。
- (3) 事業計画等申請内容に変更が生じたとき。
- (4) 事業を中止し、又は廃止する場合。

(補助金の返還等)

第12条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助の目的に反して補助金を使用したとき。
- (2) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助対象施設において、政治的活動又は布教活動を行ったとき。
- (4) 第9条又は第15条の規定に違反したとき。
- (5) その他この要綱に違反したとき。

(財産処分の制限)

第13条 補助対象事業者は、補助により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けることなく補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供してはならない。

(財産処分に伴う収入等の納付)

第14条 市長は、前条の承認を受けて財産処分をすることにより補助事業者収入があった場合には、その収入の全部又は一部を川崎市に納付させること

ができる。

(事業実績報告)

第15条 補助対象事業者は、当該事業が完成したときは、次に掲げる書類を速やかに市長に提出するものとする。

- (1) 川崎市小規模生活介護事業所整備事業補助金事業実績報告書(第3号様式)
- (2) 発注実績報告書
- (3) 入札(見積り)が行えないことに係る理由書

2 前項第2号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第9条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 補助事業者等は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 本条第1項第3号に定める入札(見積り)が行えないことに係る理由書については、第9条第1項第1号ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

(補助金額の確定通知)

第16条 市長は、前条の規定に基づく実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う実地検査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否かを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、川崎市小規模生活介護事業所整備事業補助金額確定通知書(第4号様式)

により、補助対象事業者に通知するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第17条 補助対象事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長に前項の報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(書類の整備等)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(報告及び監査)

第19条 市長は、必要と認めるときには、補助事業者に対して、補助事業に係る関係書類の提出及び報告を求め、事業内容を監査することができるものとする。

(委任等)

第20条 この要綱に定めのない事項については、川崎市補助金等の交付に関する規則によるほか健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月22日から施行し、適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

別表

補助対象経費	施設整備費、設計監理費、設計費、備品購入費 ※用地費、区分所有権購入、保証金、敷金、消耗品等は対象外とする。
補助額	補助対象経費の合計(当該金額が次の基準額を超える場合は、基準額)に4分の3を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 ・従たる事業所等(定員6人以上)の場合 基準額 10,000,000円 ・主たる事業所(定員20人以上)の場合 基準額 20,000,000円

次の費用は、補助の対象としない。

- (1) 土地の買収に要する費用
- (2) 造成工事に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) その他整備費として適当と認められない費用

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

所 在 地
法 人 名
代 表 者 名

川崎市小規模生活介護事業所整備事業補助金交付申請書

標記について、次により小規模生活介護事業所整備事業補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請いたします。

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 申請額 | 金 | 円 |
| | (内訳) | | |
| | 施設整備費補助 | | 円 |
| | 設計監理費補助 | | 円 |
| | 設計費補助 | | 円 |
| | 備品購入費補助 | | 円 |
| | 市長が特に認める額 | | 円 |
- 2 施設の名称
- 3 添付書類
- (1) 事業計画書
 - (2) 施設整備費の見積書、仕様書
 - (3) 設計・設計監理委託契約の見積書、仕様書
 - (4) 地図、平面図、立面図、各室面積表、工程表
 - (5) 備品等見積調書
 - (6) 施設整備に関わる収支予算書抄本
 - (7) 選定委員会で選定を受けた通知
 - (8) その他市長が必要と認めた書類

第2号様式（第8条関係）

川崎市指令 第 号

所在地
法人名
代表者名

川崎市小規模生活介護事業所整備事業補助金交付決定書

年 月 日付けで申請のあった川崎市小規模生活介護事業所整備事業補助金については、次の条件を付して
金 円を交付します。

年 月 日

川崎市長

- 1 この補助金は、 に整備する生活介護事業所の費用として使用し、その他の目的に使用してはならない。
- 2 この補助金の実績報告は、事業完了日後、速やかに報告を行うこと。
- 3 前各条項に違反した場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

第3号様式（第15条関係）

川崎市小規模生活介護事業所整備事業補助金事業実績報告書

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

申請者 所在地

法人名

代表者名

年 月 日付けで交付決定を受けた川崎市小規模生活介護事業所整備事業に係る補助事業について、川崎市小規模生活介護事業所整備事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 事業実績

（別紙）事業実績報告書のとおり

事業実績報告書

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

(2) 施設の種類

(3) 設置主体及び経営主体

(4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業

(ア) 敷地面積 _____ m²

(イ) 敷地の所有関係 (自己所有地、借地、買収(予定)地の別)

(ウ) 施設整備の区分 (創設、拡張等の別)

(エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(オ) 建物の構造

(2) 支出済事業費総額

ア 施設改修工事費 _____ 円

イ 設計監理費 _____ 円

ウ 設計費 _____ 円

エ 備品購入費 _____ 円

オ その他の工事費 _____ 円

カ 合計 _____ 円

(3) 施工期間

ア 直営・請負の別 請負

イ 契約年月日 年 月 日

ウ 着工年月日 年 月 日

エ 竣工年月日 年 月 日

オ 事業開始年月日 年 月 日

(4) その他参考事項

(添付書類)

- 1 工事請負契約書の写
- 2 設計・設計監理委託契約書の写
- 3 工事完了を確認するに足る検査済証の写
- 4 備品等購入内訳及び領収書の写
- 5 各室面積表、建物平面図及び立面図
(※交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 6 主要部分の写真
- 7 施設整備に関わる収支決算書抄本

川崎市指令 第 号

所在地
法人名
代表者名

川崎市小規模生活介護事業所整備事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで補助金の交付を決定しました、川崎小規模生活介護事業所整備事業補助金については、金 _____ 円を交付することと確定しましたので、通知します。

年 月 日

川崎市長